

事務事業の概要

地球温暖化対策室

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する事務（地球温暖化対策課長、「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長，エネルギー政策企画課長，エネルギー事業推進課長）

室の庶務及び計理のほか，地球温暖化対策に関する調査，研究，企画及び調整，地球温暖化対策計画の推進に関する事務，地球温暖化対策推進委員会及び地球環境・エネルギー政策推進本部に関する事務，環境保全活動センター及び環境保全活動推進協会に関する事務を行う。

- (2) 地球温暖化対策に関する国際的・国内的連携に関する事務（地球温暖化対策課長、「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長）

地球温暖化対策に関する国際的，国内的な連携に関する事務を行う。

- (3) エネルギー政策の推進に関する事務（エネルギー政策企画課長，エネルギー事業推進課長）

エネルギーの需給に関する施策，水素エネルギー，バイオマスの利活用及びバイオディーゼル燃料に係る調査，研究，企画及び調整に関する事務を行う。

環境企画部

1 環境総務課

- (1) 庶務に関する事務（庶務係長）

局の庶務，連絡及び調整に関する事務を行う。

- (2) 労務に関する事務（人材育成・監察担当課長，労務係長）

局内職員の人事労務管理，安全衛生，研修及び人材育成に関する事務を行う。

- (3) 計理に関する事務（計理係長）

局の予算，決算の調製及び予算の執行管理に関する事務を行う。

- (4) 計画調整に関する事務（計画調整担当課長，調査係長）

局の所管する事業の調査，研究，連絡及び調整，市会に関する事務のほか，環境基本計画の進行管理，環境審議会に関する事務等を行う。

2 環境管理課

- (1) 環境管理に関する事務（環境管理係長）

課の庶務及び計理のほか，環境保全に関する意識の啓発及び事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の促進に関する事務を行う。

- (2) 交通環境対策に関する事務（交通環境対策係長）

運輸部門における環境対策に関する調査，研究及び企画に関する事務を行う。

- (3) 環境影響評価に関する事務（環境評価・生物多様性係長）

環境影響評価に係る審査及び制度の運用のほか，環境影響評価審査会，環境の保全に関する調査，研究等に関する事務を行う。

- (4) 生物多様性の保全に関する事務（環境評価・生物多様性係長）

生物多様性の保全及び持続的な利用に係る施策の調査，研究等に関する事務を行う。

3 環境指導課

- (1) 環境の調査に関する事務（環境調査係長）
課の庶務及び計理のほか、環境共生センターに関する事務、大気、水質、騒音、振動等に係る法令等に基づく環境の調査、浄化槽の設置整備事業及び監視・指導等に関する事務を行う。
- (2) 公害の発生源対策に関する事務（環境規制係長）
大気、水質、騒音、振動、悪臭等に係る法令等に基づく届出の審査及び許可、工場等の監視・指導並びに公害防止の事前相談等に関する事務の統括を行う。
- (3) 環境の安全に関する事務（環境安全係長）
土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法及びP R T R法に係る事務、水質、地盤沈下等に係る法令に基づく調査等、有害化学物質及び未規制物質による環境汚染の防止に関する事務を行う。

4 環境共生センター（北部、南部）

- (1) 公害の発生源対策に関する事務
センターの庶務のほか、大気、水質、騒音、振動、悪臭等に係る法令等に基づく届出等に関する事務、公害苦情の処理、公害防止の事前相談、浄化槽の設置等の届出等に関する事務等を行う。
- (2) 事業ごみ排出事業者等への指導に関する事務
一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関する事務を行う。
- (3) 事業者への意識啓発に関する事務
事業者による地球温暖化防止のための活動の促進、環境の保全及び循環型社会の形成に関する意識の啓発に関する事務を行う。

循環型社会推進部

1 ごみ減量推進課

- (1) 管理に関する事務（調査係長）
部及び課の庶務及び計理並びに部内の連絡調整に関する事務を行う。また、循環型社会の形成に関する意識の啓発、一般廃棄物処理手数料（本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿を除く。）に係るものに限る。）及び有料指定袋に関する事務を行う。
- (2) 廃棄物の処理等に関する企画調査事務（技術担当課長，2 R 推進係長，廃棄物企画係長）
廃棄物の処理等に関する調査，研究，企画，調整及び廃棄物減量等推進審議会並びにごみの減量に向けた2 R（発生抑制，再利用）と分別・リサイクルの推進に関する事務を行う。
- (3) 廃棄物の減量推進に関する事務（事業ごみ減量担当課長，2 R 推進係長，減量企画係長，事業ごみ減量企画係長，事業ごみ減量啓発係長）
市民・事業者等との協働による循環型社会の形成，ごみの減量に向けた2 R（発生抑制，再利用）と分別・リサイクルの企画及び調整に関する事務を行う。
- (4) 一般廃棄物を排出する事業者等に対する指導及び監督に関する事務（事業ごみ減量担当課長，事業ごみ減量企画係長，事業ごみ減量啓発係長）
一般廃棄物を排出する事業者等に対する指導及び監督に関する事務を行う。

2 まち美化推進課

- (1) 管理に関する事務（調査係長，管理係長）

課の庶務，計理，各まち美化市務所，生活環境美化センターの管理のほか，粗大ごみ，ふん尿及び犬，猫等の死体に係る一般廃棄物処理手数料に関する事務，事業所の業務改革に関する事務を行う。
- (2) 収集計画に関する事務（生活環境担当課長，業務推進係長）

一般廃棄物の収集に係る実施計画の立案，作業管理及び委託に関する事務を行うほか，公衆便所等の維持管理・整備や観光トイレ制度に関する事務，浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集，運搬，処分を業とするものに限る。）の許可，指導及び監督に関する事務を行う。
- (3) 廃棄物の減量推進に関する事務（減量推進・美化推進担当課長，減量活動支援係長）

循環型社会の形成，ごみの減量化及び再資源化の推進に関する事務を行う。
- (4) 美化推進に関する事務（減量推進・美化推進担当課長，美化活動支援係長）

まちの美化に関する意識の啓発，まちの美化の推進に関する事務のほか，一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関する事務の統括を行う。

3 まち美化市務所（北部，東部，山科，南部，西部，西京，伏見）

- (1) 管理及び意識啓発に関する事務（管理係長，業務係長，環境拠点係長）

市務所の庶務及び計理並びに各種団体との連絡調整のほか，ごみの減量化及び再資源化の推進に関する事務，環境の保全，循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発を行う。
- (2) 収集運搬に関する事務（業務係長）

所管区域内の燃やすごみの定曜日収集等を実施するとともに，一般廃棄物の不法投棄，不適正排出の監視，取締り及び収集，運搬を行う。また，ごみ収集車の配車及び管理を行う。

4 生活環境美化センター

- (1) 管理に関する事務（管理係長）

センターの庶務及び粗大ごみ処理手数料，ふん尿処理手数料の徴収に関する事務のほか，まちの美化に関する意識の啓発を行う。
- (2) 収集運搬に関する事務（環境美化係長）

粗大ごみ，犬，猫等の死体，不法投棄廃棄物等の収集，運搬及びこれらに係る連絡，調整を行う。
- (3) ふん尿の収集及び処分に関する事務（生活環境係長）

ふん尿の収集運搬及び収集運搬に係る受託者の指導，監督に関する事務並びにふん尿の処分に関する事務を行うとともに，公衆便所の清掃及び維持管理を行う。
- (4) 車両整備に関する事務（車両管理係長）

清掃事業用自動車等の整備及び修理を行う。

5 廃棄物指導課

- (1) 管理に関する事務（規制係長）
課の庶務及び計理に関する事務を行う。
- (2) 廃棄物の排出指導に関する事務（適正処理推進担当課長，産業廃棄物指導係長，一般廃棄物指導係長）
産業廃棄物及び一般廃棄物を排出する事業者等に対する指導及び監督，産業廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関する事務を行う。
- (3) 廃棄物処理業の許可等に関する事務（規制係長，産業廃棄物指導係長，一般廃棄物指導係長）
産業廃棄物処理業，使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する解体業等及び一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥等の収集，運搬，処分を業とするものを除く。）の許可，届出，指導等に関する事務を行う。
- (4) 廃棄物処理施設の設置に関する事務（産業廃棄物指導係長）
廃棄物処理施設の許可，届出，指導等に関する事務を行う。

適正処理施設部

1 施設管理課

- (1) 管理に関する事務（管理係長）
部の庶務及び計理に関する事務，部内の連絡調整，部の環境施設整備計画の進行管理，クリーンセンター，埋立事業管理事務所，魚アラルサイクルセンター及び再資源化施設の管理に関する事務を行う。
- (2) 地元調整，用地買収等に関する事務（調整担当課長，調整係長）
環境施設整備事業に係る地元調整，局の事業に係る用地取得等に関する事務を行う。
- (3) 埋立処分地の整備計画に関する事務（土木担当課長）
埋立処分地の整備計画に関する事務を行う。

2 施設整備課

- (1) クリーンセンター等の整備に関する事務（施設係長）
クリーンセンター，埋立処分地，魚アラルサイクルセンター，再資源化施設の電気，機械及び付帯設備の維持修繕，一般廃棄物の処理に係る実施計画の立案並びに焼却残灰の運搬計画に関する事務を行う。
- (2) 環境調査に関する事務（環境調査係長）
環境施設整備事業に係る環境影響評価及び一般廃棄物処理施設に係る公害防止等の調査を行う。
- (3) 環境施設整備事業に関する事務（計画係長）
環境施設の整備計画（埋立処分地の延命策の検討を含む。），維持修繕及び廃棄物処理に係る調査，研究に関する事務を行う。

3 施設建設課

- (1) 南部クリーンセンター第二工場の建替えに関する事務（設備担当課長，建築担当課長，施設建設係長）

南部クリーンセンター第二工場の建替えに伴う建築設備の新設及び増設に関する事務のほか，工事の設計，施行，監督及び検査に関する事務等を行う。

- (2) 環境施設の土木整備計画に関する事務（土木担当課長）

環境施設の土木整備計画及び環境施設の建設，維持修繕並びに建設に係る土木工事を行う。

4 クリーンセンター（南部，東北部，北部）

- (1) 管理に関する事務（事務係長）

クリーンセンターの庶務，計理及び労務管理のほか，持込ごみ処理手数料の調定及び収納に関する事務を行う。

- (2) 構内の管理に関する業務（管理係長）

クリーンセンター及び周辺環境の安全に関する業務を行うほか，持込ごみの受付，検査，指導及び持込ごみ処理手数料の徴収を行う。

- (3) ごみ焼却施設の運営に関する業務（施設係長）

まち美化事務所等から搬入されるごみの焼却及び焼却炉とこれに付随する施設の管理運営のほか，クリーンセンターの発電施設の管理を行う。

- (4) 粗大ごみ破砕施設の運営に関する業務（破砕機係長）

粗大ごみの破砕及び破砕機とこれに付随する施設の管理運営並びに持込ごみの検査，指導を行う。

- (5) 廃食用油燃料化施設の運営に関する業務（燃料化施設係長）

廃食用油の燃料化及び燃料化施設の管理運営を行う。

5 埋立事業管理事務所

- (1) 管理に関する事務（事務係長）

事務所の庶務及び計理に関する事務を行う。

- (2) 埋立処分に関する業務（業務係長）

焼却残灰の埋立て及び埋立処分地の適正な管理を行う。

- (3) 土木工事の施工管理等に関する業務（管理係長）

埋立処分地における土木工事の施工管理，埋立事業に係る調査，研究及び環境の監視に関する業務を行う。

- (4) 設備の維持管理等に関する業務（施設係長）

埋立処分地における設備の維持管理等に関する業務を行う。

6 魚アラリサイクルセンター

管理に関する事務

センターの庶務及び再生処理施設の管理に関する事務を行う。